

公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村振興宝くじ交付金基金貸付細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益財団法人神奈川県市町村振興協会市町村振興宝くじ交付金基金積立運用規程（昭和54年規程第1号。以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村（地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合を含む。以下同じ。）に対して市町村振興宝くじ交付金基金の資金（以下「資金」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付けの種類)

第2条 資金の貸付けは、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付は、1会計年度を超える貸付けとし、第6条に規定する貸付けの条件により、5区分とする。

3 短期貸付は、貸付けの行われる日の属する年度内に償還される貸付けとする。

(貸付けの対象)

第3条 長期貸付の対象とする事業は規程第4条第1号に定める事業で、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第20条第1項第1号に定める地方債計画において、一般会計債に区分される事業

2 短期貸付の対象となる事業は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象に伴う災害または大規模な火事、爆発等に伴う災害に関連したものとする。

(貸付けの要件)

第4条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) 事業計画が適切であること。
- (2) 償還の見込みが確実であること。
- (3) 財政運営が健全であること。

2 長期貸付にあつては、前項に定めるもののほか、地方債の届出をしたもの、地方債の協議において同意がなされたもの及び許可がなされたもの。

(貸付けの方法)

第5条 資金の貸付けは、証書貸付の方法によるものとする。

(貸付けの条件)

第6条 資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

- (1) 長期貸付にあつては、償還期間、据置期間及び償還方法は別表のとおりとする。
- (2) 短期貸付にあつては、貸付が行われる日に属する年度内に償還することを前提として協会が定める期間とし、償還方法は一括償還とする。
- (3) 長期貸付の利率は、年3%とする。

ただし、貸付日の直前に発表された財政融資資金普通地方長期資金貸付利率が年3.5%未満の場合は、当該貸付利率に準じ理事長が別に定める。

- (4) 短期貸付の利率は、貸付時の市場金利の動向を勘案し、理事長が別に定める。
- (5) 長期貸付の貸付日は原則、毎月24日とする。
- (6) 長期貸付の償還元金及び償還利息の返済期日は、毎年3月24日と9月24日とする。

ただし、当日が金融機関休業日にあたる場合は翌金融機関営業日とする。この場合においては、第13条の規定の適用はしない。

- (7) 利息については、長期貸付にあつては、借入日の翌日から最終償還の日までとし、短期貸付にあつては借入日の翌日から元金償還の日までとし、貸付対象事業ごとに計算する。

(借入れの申し込み)

第7条 資金の貸付けを受けようとする市町村は、次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ、当該各号に掲げる書類を借入希望日の原則3週間前までに協会に提出しなければならない。

- (1) 長期貸付

長期借入申込書(第1号様式)及び長期貸付事業実施概要調書(第2号様式)。また、繰越事業に係る借り入れについては繰越計算書(議会に提出したもの)の写を添付する。

- (2) 短期貸付

短期貸付借入申込書(第3号様式)、短期貸付事業実施概要調書(第4号様式)及び予算書(一時借入金に関する部分に限る。)の写を添付する。

- 2 前項に定めるもののほか、協会は、市町村に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付けの決定)

第8条 協会は、借入れの申し込みを受けたときは、その内容を審査し、貸付けを行うことを決定したときは、貸付けの区分に応じて借用証書(第5号、第6号様式)の提出を求めるものとする。

(貸付金の送付)

第9条 当該市町村は、前条の借用証書を借入日の前日までに協会に、提出するものとし、協会は、これと引き換えに資金を送付するものとする。

- 2 協会は、前項の規定により資金(短期貸付に係る資金を除く。)を送付したときは、償還年次表(第7号様式)を作成し、これを当該市町村に送付するものとする。

(償還)

第10条 協会は、市町村に対して、元利金払込通知書(第8号様式)を元利金支払期日の2週間前までに送付するものとする。

- 2 市町村は、前項の元利金払込通知書で定められるところにより、元利金を払い込まなければならない。

(貸付の繰上償還)

第11条 資金を借入れた市町村は、資金の全部又は一部を繰上償還することができる。この場合において当該市町村は、償還しようとする日の20日前までに繰上償還申請書(第9号様式)を協会に提出するものとする。

- 2 協会は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を検討し、承認する場合は直ちに当該市町村に対して通知するものとする。

この場合において元利金払込通知書の上部余白に「繰上償還」の表示をするものとし、償還金の払込については、第10条第2項の規定を準用する。

(償還年次表の修正)

第12条 協会は、前条の規定により資金の全部又は一部について繰上償還（短期貸付に係る繰上償還を除く。）を受けたときは償還年次表を修正し、これを当該市町村に送付するものとする。

（延滞利息の支払）

第13条 元金の支払期日にその全部又は一部の支払いをしなかった市町村は、当該支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、延滞した額につき年10パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。ただしこの計算方法により算出された額が100円未満のときはこの限りでない。

2 前項に規定する延滞利息の額の計算につき同項に規定する年当たりの割合は閏年の日を含む期間については、366日当たりの割合とする。

（債務の承継）

第14条 資金を借入れた市町村から、地方自治法第7条又は第288条の規定に基づき、当該市町村が現に保有していた借入金に係る債務を承継した市町村は、遅滞なく債務承継報告書（第10号様式）を協会に提出しなければならない。

（報告及び調査）

第15条 協会は、必要があると認めたときは資金を借入れた市町村から報告を求め、又は職員を派遣して関係書類その他について調査させることができる。

（雑則）

第16条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

表

償還期間	据置期間	償還方法
25年以内	3年以内	半年賦元利均等償還
20年以内	3年以内	半年賦元利均等償還
15年以内	3年以内	半年賦元金均等償還
10年以内	2年以内	半年賦元金均等償還
5年以内	1年以内	半年賦元金均等償還

附 則

- 1 この細則は昭和61年4月1日から施行する。
- 2 財団法人神奈川県市町村振興協会市町村振興宝くじ交付金基金貸付細則（昭和55年細則第1号 以下「旧細則」等。）は廃止する。
- 3 この細則施行の日において、旧細則の規定により貸付けを受けたものについては、なお従前の例による。この場合において長期貸付金とあるのは中期貸付金と読みかえるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則中第1条及び細則第29の規定は昭和63年3月24日から、第2条並びに附則第3項の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際、現に貸付けを受けている長期貸付の利率は、同上の規定による改正後の第6条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行の際、現に貸付けを受けている長期貸付は、同条の規定による改正後の財団法人神奈川県市町村振興協会市町村振興宝くじ交付金基金貸付細則（以下この項において「改正後の細則」という。）に規定する長期貸付（乙）として、中期貸付は改正後の細則に規定する長期貸付（丙）として貸付けを受けているものとみなす。
- 4 前項の規定により長期貸付（乙）として貸付けを受けているものとみなされる長期貸付のうち附則第2項の規定するものの利率は、第2条の規定による改正後の第6条第3号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は平成元年2月22日から施行する。

附 則

この細則は平成8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成9年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、この細則の施行の日以後の貸付けについて適用する。

附 則

この細則は、平成11年3月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年度の繰越事業等で、平成18年4月1日以降に貸付けるものの貸付期間、据置期間及び償還方法の貸付条件は、従前の例による。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 前項による改正後の規定は、平成24年度の地方債から適用し、平成23年度以前の地方債については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 殿

団体名
職氏名

印

長期貸付借用申込書

下記の条件により、貴協会方資金の借入れをしたいので別紙書類を添えて申し込みます。

記

- 借入金額 円
- 借入希望日 年 月 日
- 事業名 他件
- 利率 年 %
- 償還期間 (貸付区分) 年以内 (据置期間 年以内を含む)
- 償還期限 年 月 日
- 据置期間 年 月 日
- 元利金の支払方法 半年賦元元利 (金) 均等償還の方法によるものとし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。
- 資金の送付を受ける銀行の店舗 銀行 支店
(預金 口座NO,)
ふりがな
口座名義人

(注) 貸付区分ごとに作成し、事業名が複数のときは、それぞれ内訳書を添付すること。

長期貸付事業実施概要調書

平成 年 月 日作成

団体名	連絡先 (担当部課名)		部 課 係 (担当者氏名)		電話番号 — —	FAX番号 — —	
借入申込額 千円	借入希望日 年 月 日	事業名	施行場所	貸付期間 年以内			
	事業内容				規模・構造等	金額 千円	年度別計画額
全体事業計画 (起工 年度) (完成 年度)			前年度以前 実施済	千円	本事業の必 要性及び事 業効果		
			本年度 施行	千円			
			次年度 以降計画	千円			
本年度の工事等の 執行状況	事業内容		実施計画額 千円	実施済額 千円	工事進捗率 %	本事業執行 に必要な各 種手続の進 行状況	着 工 年 月 日 完 成 年 月 日
本年度計画にかか る財源内訳	3月借入分	5月借入分	繰越借入予定分 (借入希望日：)		起債の手続き（該当する番号を囲む。）		その他 の参考 事項
地方債	協会資金	千円	千円	千円	1 届出 (受理されたことを証する書面の写しを添付)		
	その他	千円	千円	千円	2 同意 同意年月日 _____ 同意番号 _____		
国・県補助金	千円	千円	千円	千円	3 許可 許可年月日 _____ 許可番号 _____		
その他	千円	千円	千円	千円			
計	千円	千円	千円	千円			

* 繰越事業等の借入申込の場合で前年度に提出された概要に変更がない場合は、本調書の提出は省略することができる。ただし、変更がある場合は、変更箇所に訂正線を引き、余白に変更後の金額等を記入の上、繰越計算書を添付して提出してください。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 殿

団体名
職氏名 ⑩

短期貸付借入申込書

下記の条件により、貴協会から資金の借入れをしたいので別紙書類を添えて申し込みます。

記

- 借入金額 円
- 借入希望日 年 月 日
- 資金の用途
(事業名)
- 利 率 年 パーセント
- 償還期間 年
- 元利金の支払方法 元金償還の日において、借入日の翌日から元金償還の日までの日数
に応じ支払います。
- 資金の交付を受ける銀行の店舗 銀行 支店
(預金 口座No.)
ふりがな
口 座 名

短期貸付事業実施概要調書

年 月 日作成

団体名		連絡先 (担当部課名)	部 課 係 (担当者氏名) (電話番号) (FAX 番号)			
借入申込額	千円	借入希望日	年 月 日	償還予定日	年 月 日	
資金を必要とする理由						
	予算に定めた一時借入金の限度額	A	千円	一時借入金残高	B	千円
					A-B	千円

長期貸付借用証書

金額	
----	--

上記金額を本日、次の条件及び裏面特約条項を承認の上、借用しました。

- 1 事業名 他 件

- 2 利率 年 %

- 3 償還期間 年以内 (据置期間 年以内を含む)
(貸付区分)

- 4 償還期限 年 月 日

- 5 据置期間 年 月 日

- 6 元利金の支払方法 半年賦元利(金)均等償還の方法によるものとし、貴協会が作成される償還年次表により償還します。

- 7 元利金の支払場所 横浜銀行県庁支店

年 月 日

団体名
職氏名

Ⓜ

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 殿

(注) 貸付番号ごとに作成し、事業名が複数のときは、内訳書を添付すること。

特約条項

1 利息の計算

- (1) 利息は、借入れの翌日から計算するものとする。
- (2) 償還元利金の返済期日は毎年3月24日と9月24日とする。
- (3) 複数事業で借入れる場合の利息の計算は、貸付対象事業ごとに計算するものとする。

2 繰上償還

- (1) 市町村は、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。
この場合はあらかじめ繰上償還申請書を協会に提出するものとする。
- (2) 協会は市町村が貸付金を目的外の用途に使用したとき、貸付けを受けたときの貸付条件に違反したとき、又は貸付細則に規定する貸付けに係る手続きを怠ったときは、市町村に対し貸付金の全部又は一部を繰上償還させることができる。
- (3) 繰上償還の場合における元利金の支払期日は協会が指定するものとする。

3 延滞利息

市町村は、償還元利金の返済期日が金融機関休業日にあたる場合を除き、元利金の支払を遅延した場合は、その額について支払期日の翌日から支払当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払込むものとする。また、延滞利息の計算にかかる年当たりの割合は閏年の日を含む期間については、366日当たりの割合とする。

4 報 告

市町村は、借入金の償還が終わるまでの間に下記各号に該当する場合には、その都度速やかに協会に報告するものとする。

- (1) 借入団体の名称を変更した場合
- (2) 廃置分合、境界変更及び組合の解散を行い借入金の債務の承継を生じた場合
- (3) 借入金を財源として施行する予定の、又は施行中の、若しくは施行した事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、協会から指示をうけた場合

5 調 査

協会は、貸付けにかかる債権の管理又は保全のため、書類又は実地について調査することができるものとする。

6 そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、協会の指示によるものとする。

第5号様式付表

貸付区分 _____年以内償還（据置期間 _____年含む。）

貸付利率 _____%

貸付番号 _____

償還期限 _____年 _____月 _____日

据置期間 _____年 _____月 _____日

事業名	金額	備考

(注) 貸付事業が複数の場合は、本付表を添付すること。

短期貸付借用証書

金 額	
--------	--

上記金額を本日、次の条件及び裏面特約条項を承認の上借用しました。

- 資金の用途
(事業名)
- 利 率 年 パーセント
- 償 還 期 限 年 月 日
- 利息支払期日 元金償還の日
- 元利金の支払場所 横浜銀行県庁支店

年 月 日

団体名
職氏名

印

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理 事 長 殿

第7号様式 (第9条関係)

償 還 年 次 表

貸付区分				
貸付番号		事業名		
団 体 名		取扱銀行		
		支店名		
繰上償還額	円	貸付条件	償還期限	年 月 日
繰上償還後の金額	円		据置期限	年 月 日
繰上償還年月日	年 月 日			
初期端数日数	日		利 率	年 パーセント
貸付金額	円			
貸付年月日	年 月 日			

年度	元 利 金 支払期日	未償還元金 (円)	約定金額 (円)	約定利息 (円)	計 (円)
合	計				

元利均等償還の場合には下記を付す。

注：賦 金 率

端数処理 円未満切捨て

最終調整 (最終賦金) - (最終約定元金) = 最終約定利息

第9号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長

殿

団体名
職氏名

印

繰上償還申請書

年 月 日 第 号をもって貸付けを受けた、貴協会資金を下記のとおり繰上げて償還いたしたいので申請します。

記

年度区分	事業名	借入年月日	当初借入額	未償還額 A	繰上償還 申請額 B	借入残額 (A-B)	繰上償還 希望期日

繰上償還の理由

第10号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 殿

債務承継団体名
職氏名 ⑩

債務承継報告書

年 月 日 に伴い、 が 年 月 日までに借入れた貴協会資金の借入団体名義を次のとおり変更しましたので報告します。
なお、これに伴い旧借入団体の下記債務の一切を新団体が承継します。

旧団体名（旧債務者）
新団体名（新債務者）
新団体の所在地

記

事業名	借入年月日 (貸付番号)	当初借入額	未償還額 (承継額)	債務承継 年月日	債務承継の理由

注：上記の債務の承継の事実を証する書類の写しを添付すること。